

綾瀬市私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱

(名称)

第1条 補助金の名称は、綾瀬市私立幼稚園特別支援教育費補助金（以下「補助金」という。）とする。

(目的)

第2条 補助金は、心身に障害がある幼児（以下「障害児」という。）を就園させ、健常児との統合保育を行なうことにより心身の健全な発達を助長するとともに、障害児に対する健常児の正しい理解を深めることによって幼児教育の一層の向上が図られることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、市内に設置された私立幼稚園のうち、障害児を受け入れて統合保育や障害児教育を積極的かつ継続的に行なう幼稚園の設置者とする。

(補助対象障害児)

第4条 補助の対象となる障害児は、当該補助金交付年度の5月1日現在市内に住所を有し、神奈川県私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱（昭和54年4月1日施行）第2条第2号に規定する者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、年額とし障害児1人につき108,000円とする。

2 年度途中に退園又は転出した場合は、その日の属する月までの月割り計算とする。

(綾瀬市補助金等に関する予算の執行に関する規則との関係)

第6条 補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付申請)

第7条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付申請は、次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(1) 障害児在園者名簿（第1号様式）

(2) 神奈川県私立幼稚園特別支援教育費補助金の交付決定通知書の写し

(決定通知)

第8条 規則第7条の規定による通知は、私立幼稚園特別支援教育費補助金交付決定
通 知書（第2号様式）によるものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の提出期限は、当該
会計年度終了後の4月末日までとする。

（書類の整備等）

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の経理状況を明らかにした帳
簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し保存するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了日の属する市の会計年
度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に
定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用
することができる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月14日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

障害児在園者名簿

幼稚園名

設置者名

印

番号	園児氏名	住所	在園期間
1		綾瀬市	年月～年月
2		綾瀬市	年月～年月
3		綾瀬市	年月～年月
4		綾瀬市	年月～年月
5		綾瀬市	年月～年月
6		綾瀬市	年月～年月
7		綾瀬市	年月～年月
8		綾瀬市	年月～年月
9		綾瀬市	年月～年月
10		綾瀬市	年月～年月

第2号様式（第8条関係）

私立幼稚園特別支援教育費補助金交付決定通知書

年　月　日

様

綾瀬市長 印

年　月　日　付で申請のあった 年度綾瀬市私立幼稚園特別支援教育費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条により、次のとおり決定しました。

- | | |
|--------|---|
| 1 補助金額 | 円 |
| 2 補助条件 | |